

令和 8 年第 3 回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市 [REDACTED]

氏 名 まつ だ しゅう いち
松 田 修 一

[REDACTED]

令和8年8月28日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和8年12月31日任期満了となることに伴い、松田修一君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	紀の川市			
氏 名	はざ 迫	ま 間	もと 素	ひろ 啓

令和8年8月28日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和8年12月31日任期満了となることに伴い、迫間素啓君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	紀の川市			
氏 名	おか	もと	きみ	ひろ
	岡	本	公	博

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和 8 年 1 2 月 3 1 日任期満了となることに伴い、岡本公博君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	紀の川市	
氏 名	こ 小	さ 佐
	こ 古	ひろ 浩
		ゆき 志

令和8年8月28日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和8年12月31日任期満了となることに伴い、小佐古浩志君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第 5 4 号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 2 7 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	
氏 名	よし	だ
	吉	田
		まさ
		政
		ただ
		忠

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、吉田政忠君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第 55 号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市 

氏 名 いわ 岩 つぼ 坪 じゅん 純 じ 司



令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、岩坪純司君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第56号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市		
氏 名	たか 高	はし 橋	とおる 啓

令和8年8月28日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、高橋啓君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第 57 号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	
氏 名	おおむらよしただ	
	大村芳忠	

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、大村芳忠君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第 58 号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市 [REDACTED]

氏 名 まつ もと けい じ
松 本 圭 司

[REDACTED]

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、松本圭司君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第 59 号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	
氏 名	ね ころ 根 未	ひろし 博

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、根未博君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第60号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市			
氏 名	はやし 林	ひで 秀	ゆき 行	

令和8年8月28日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、林秀行君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第 6 1 号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市 [REDACTED]

氏 名 うた ひで き
 歌 英 樹

[REDACTED]

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、歌英樹君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第62号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	
氏 名	えの 榎	もと 本
	よし 喜	ゆき 之

令和8年8月28日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、榎本喜之君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第 63 号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	
氏 名	さ だ まさ ひこ 佐 田 政 彦	

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、佐田政彦君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第64号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	
氏 名	は せ こう じ 長 谷 弘 司	

令和8年8月28日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、長谷弘司君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第65号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	
氏 名	くす 楠	い 井
	ゆき 幸	はる 治

令和8年8月28日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、楠井幸治君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第66号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	
氏 名	お 尾	ざき 崎
		しげ 茂
		はる 晴

令和8年8月28日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、尾崎茂晴君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第 67 号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市			
氏 名	きし 岸	がみ 上	つかさ 司	

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、岸上司君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第 68 号

令和 7 年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度紀の川市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第69号

令和7年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和8年8月28日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 70 号

令和 7 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 7 1 号

令和 7 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度
紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を
付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 7 2 号

令和 7 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 7 3 号

令和 7 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 7 4 号

令和 7 年度紀の川市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度紀の川市財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 75 号

令和 7 年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度紀の川市水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度紀の川市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 76 号

令和 7 年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の
処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7
年度紀の川市工業用水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法
第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度紀の川市工業用水道事業会計決算を別紙監査
委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 77 号

令和 7 年度紀の川市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度紀の川市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 78 号

工事請負契約の一部変更について

令和 7 年第 2 回紀の川市議会定例会において議決を経た市道尾嶋大岩線道路災害復旧工事請負契約の一部を下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年紀の川市条例第 62 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

3. 契約の金額 金 188,804,000 円

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

運搬経路及び足場の見直しに伴い、契約金額を変更するため。

議案第 79 号

紀の川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

紀の川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年紀の川市条例第 13 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 86 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１７年紀の川市条例第１３号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（登録） 第４条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該申請書に記載されている事項及び押印された個人印鑑の印影を当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第２１条第２項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印鑑と照合するほか、必要な事項を審査の上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第１２条 地方自治法施行規則<u>第１９条第１項第１号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添付し、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第３条第１項中「認可地縁団体印鑑登録予定者」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録予定者の代理人」と、第７条第１項及び第９条中「認可地縁団体印鑑登録者」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録者の代理人」と読	（登録） 第４条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該申請書に記載されている事項及び押印された個人印鑑の印影を当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第１８条の３第１項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印鑑と照合するほか、必要な事項を審査の上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第１２条 地方自治法施行規則<u>第１８条の３第１項第７号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添付し、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第３条第１項中「認可地縁団体印鑑登録予定者」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録予定者の代理人」と、第７条第１項及び第９条中「認可地縁団体印鑑登録者」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録者の代理人」と読

改 正 前	改 正 後
み替えるものとする。	み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 80 号

紀の川市保育料徴収条例の一部改正について

紀の川市保育料徴収条例（平成 27 年紀の川市条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市保育料徴収条例（平成27年紀の川市条例第3号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<u>紀の川市保育料徴収条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業</u>の利用に関し、利用者が負担する費用等について必要な事項を定めるものとする。 （保育料） 第3条 保育料は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 0円 ア <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども</u> イ <u>令</u>	<u>紀の川市保育料等徴収条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、<u>特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び乳児等通園支援事業</u>の利用に関し、利用者が負担する費用等について必要な事項を定めるものとする。 （保育料） 第3条 保育料は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 0円 ア <u>法第27条第1項</u> _____に規定する教育認定子ども イ <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213</u>

改 正 前	改 正 後
第4条第1項第2号に規定する満 3歳以上保育認定子ども (2) 略 別表第1（第3条関係） 保育料徴収基準額表 表 略 備考 1 略 2 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第22 6号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。） の計算については、同法第314条の7、第314条の8及 び第314条の9並びに附則第5条第3項、<u>附則第5条の4</u> <u>第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項</u> 及び附則第45条の規定は適用しないものとする。 3～7 略 保育料徴収基準額表 表 略	号。以下「令」という。）第4条第1項第2号に規定する満 3歳以上保育認定子ども (2) 略 別表第1（第3条関係） 保育料徴収基準額表 表 略 備考 1 略 2 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第22 6号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。） の計算については、同法第314条の7、第314条の8及 び第314条の9並びに附則第5条第3項、<u>附則第5条の4</u> <u>第5項</u>、附則第5条の5第2項 及び附則第45条の規定は適用しないものとする。 3～7 略 保育料徴収基準額表 表 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 2 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀の川市条例第31号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前			改 正 後		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略	略	略	略	略	略
5市長	略	略	5市長	略	略
6市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略	6市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に関する情報（以下「後期高齢者関係情報」という。）であって規則で定めるもの			高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に関する情報（以下「後期高齢者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		紀の川市保育料徴収条例（平成27年紀の川市条例第3号）による保育料に関する情報（以下「保育料関係情報」という。）であって規則で定めるもの			紀の川市保育料等徴収条例（平成27年紀の川市条例第3号）による保育料に関する情報（以下「保育料関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		略			略
略	略	略	略	略	略

議案第 81 号

紀の川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）が令和 8 年 9 月 24 日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀の川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年紀の川市条例第187号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(紀の川市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 紀の川市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年紀の川市条例第188号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、工業用水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、工業用水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1

改 正 前	改 正 後
0 万円以上である場合とする。	0 万円以上である場合とする。

(紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 紀の川市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年紀の川市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項</u>の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項</u>の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 2 号

令和 8 年度紀の川市一般会計補正予算（第 3 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 8 年度紀の川市一般会計補正予算（第 3 号）について、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 83 号

令和 8 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度
紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求
める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 84 号

令和 8 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 8 5 号

令和 8 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 8 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 86 号

令和 8 年度紀の川市財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度紀の川市財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 87 号

令和 8 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 88 号

令和 8 年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）